

消費・安全対策交付金交付要綱（地域での食育改正案）

制 定 平成17年4月1日 16消安第10271号
最終改正 令和3年3月30日 2 消安第6351号

- 第1 農林水産大臣は、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県及び政令指定都市、地域での食育の推進においては都道府県（以下「都道府県等」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 第3 別表の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、地方農政局長（北海道、北海道の区域内の政令指定都市、地域での食育の推進については北海道にあっては北海道農政事務所に、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 3 都道府県等は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、地方農政局長が別に定

める日までとする。

第6 都道府県等は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合及び交付金額の増額を伴う変更をしようとする場合には、別記様式第2号の交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 都道府県等は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 実施要綱第3の規定に基づく事業実施計画書に掲げる目標値の変更

(2) (1)の事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除並びに事業実施主体の変更を含む変更

(3) 実施要綱別表1の1のIの1-1の(3)農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第15条の規定に基づく法律補助）に係る交付金を当該交付金以外の交付金に流用する変更

第8 都道府県等は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 前項の場合のうち、交付金の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

第9 都道府県等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により交付金事業遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 地方農政局長は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県等に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

第11 規則第6条第1項の別に定める実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、地方農政局長に提出しなければならない。

2 第4第3項ただし書により交付の申請をした都道府県等は、前項の実績報告書

を提出するに当たって同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4第3項ただし書により交付の申請をした都道府県等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

第12 都道府県等は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第13 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第14 都道府県等は、交付金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、交付金事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

第15 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項及び第16に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第16 都道府県等は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別金額を明らかにする別記様式第10号による交付金調書を作成

しておかなければならない。

第17 都道府県等は、間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4から第16までの規定に準ずる条件及び次の各号の掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) (1)の財産のうち減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、都道府県等の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度資金の融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、次の条件により交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

2 間接交付事業者が処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分する場合において、承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。

3 間接交付事業者から取得財産等の処分に係る収入の全部又は一部に該当する額を収納した場合は、当該相当額を国に納付しなければならない。

4 間接交付金事業について、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知による改正は、平成18年4月3日から施行する。

2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（機能性肥料の高度活用の推進、食品表示の適正化、トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進）にあっては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（土壌有害物質のリスク管理の推進、生鮮農産物の安全性の確保、硝酸塩のリスク管理の推進及び地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援に限る。）にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（放射性物質による農畜産物・土壌等への影響の検証）にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（移動式レンダリング施設整備）にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。

附 則

この通知による改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱に基づく事業メニューにあっては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。

別 表

区 分	目 的	目 標	経 費	交 付 率
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	<p>(1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p> <p>① 法律補助分</p> <p>② その他分</p> <p>(1-2) 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p> <p>(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進</p> <p>(3) 海洋生物毒の監視の推進</p>	<p>都道府県又は政令指定都市が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び実施要綱別表1に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>都道府県が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>実施要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率とする</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
	2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	<p>(1) 家畜衛生の推進</p> <p>(2) 養殖衛生管理体制の整備</p> <p>(3) 病害虫の防除の推進</p>	<p>都道府県又は政令指定都市が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び実施要綱別表1に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費</p> <p>都道府県が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>都道府県又は政令指定都市が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び実施要綱別表1に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

	3 地域での食育の推進	(4) 重要病害虫の特別防除等 地域での食育の推進	同上 都道府県又は政令指定都市が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び実施要綱別表1に規定する事業実施主体（都道府県を除く。）が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費	同上 <u>同上</u>
II. 食料安全保障確立対策整備交付金	伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進 ① 高度バイオセキュリティ対応施設整備 ② 地域における車両消毒施設整備 ③ 野生動物侵入防止柵の整備 ④ 附帯事務費 ①から③までの経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	都道府県又は政令指定都市が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び実施要綱別表1に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費	実施要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率とする 定額(1/2以内)

〇〇年度消費・安全対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
II 食料安全保障確立対策整備交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画（又は実績）

（注） 交付金の目的及び内容については、消費・安全対策交付金実施要綱第3に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。

Ⅲ 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳				備 考
			交付金	都道府県 又は政令 指定都市 負担金	市町村 負担金	その他 負担金	
1 食料安全保障確 立対策推進交付金	消費・安全対策交付金交付要綱第 2の別表の目的及び目標の欄に掲 げる事業を記載する。	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確 立対策整備交付金	同上						
合 計							

- (注) 1. 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
2. 目的及び目標の欄は、要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

IV 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

V 予算議決（又は予算議決予定）年月日

別記様式 第2号 (第6関係)

〇〇年度消費・安全対策交付金事業変更 (中止又は廃止) 承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更 (中止又は廃止) したいので、消費・安全対策交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVに準ずるものとする。
この場合において、同様式中「交付金の目的」を「変更 (中止又は廃止) の理由」と書き換え、消費・安全対策交付金交付要綱第7の変更 (中止又は廃止) につき報告するものとし、交付金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更 (中止又は廃止) 後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更 (中止又は廃止) 前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式 第3号 (第8関係)

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、消費・安全対策交付金交付要綱第8第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 事業の遂行状況

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 食料安全保障確立対策推進交付金	消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料安全保障確立対策整備交付金	消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する						

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式 第4号 (第9関係)

〇〇年度消費・安全対策交付金概算払請求書 (第〇四半期)

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。
 北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長
 官署支出官 〇〇 殿
 (第9に定める官署支出官名を記入)

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定通知のあつた、この事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総事業費	(A) 交付金額	交 付 金 中 〇割 相 当 額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
					金額	出 来 高	金額	〇 月 〇 日 現 在 の 予 定 出 来 高	金額	〇 月 〇 日 以 前 の 予 定 出 来 高		
1 食料 安全保 障確立 対策推 進交付 金	消費・安全 対策交付金 交付要綱第 2の別表の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	円	%	円	%		
2 食料 安全保 障確立 対策整 備交付 金	消費・安全 対策交付金 交付要綱第 2の別表の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する											

(注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、消費・安全対策交付金交付要綱第10第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 食料 安全保 障確立 対策推 進交付 金	消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料 安全保 障確立 対策整 備交付 金	消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する						

- (注) 1 区分の欄は、別記様式第1号の記の「Ⅲの 経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。

〇〇年度消費・安全対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長
 官署支出官 〇〇 殿
 (第9に定める官署支出官名を記入)

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定通知のあつた、この事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて消費・安全対策交付金交付要綱第10の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交 付 金 中 〇割 相 当 額	(B) 既受領額		遂行 状況 報告	(C) 今回請求額		A)-(B)-(C) 残 高		事業完了 予定年 月 日	備考
					金 額	出来高		11月 30日 現在の 出来高	金 額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金 額		
1	食料 安全保 障確立 対策推 進交付 金 消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
2	食料 安全保 障確立 対策整 備交付 金 消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する												

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

〇〇年度消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号

年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付要綱第11第1項の規定により、その実績を報告する。(なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVに準ずるものとする。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記のIV2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料(契約書、請求書、領収書等の写し)を添付すること。
- 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付要綱第11第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		年度				農林水産省所管交付金名											
事業種類	事業の内容					工期		経費の区分					処分制限期間		処分の状況		備考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	計																
合 計																	

- (注)
- 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
 - 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式 第10号 (第16関係)

年度

農林水産省所管

消費・安全対策交付金調書

国			都道府県等名										備考
			歳入			歳出							
交付金事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。